

【商品概要説明書】

(2024年1月4日現在)

商品名	住宅サポートローンワイド
ご利用いただける方	次の条件をすべて満たされる方 (1) お申込日時点またはご融資実行日時点において当金庫の有担保住宅ローン（代理貸付を含む）を契約中で、最終返済時の年齢が満80歳以下の方 ※住宅ローンの連帯債務者（予定者）も対象となります。 (2) 安定継続した収入のある方 ※自営業者の方は、現在の業種での確定申告の実績がある方 (3) お住まいまたはお勤め先が当金庫の営業地域内の方 ※当金庫の営業地域 徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、阿波市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡、美馬郡、三好郡 (4) 保証会社（（一社）しんきん保証基金）の保証を受けられる方
お使いみち	健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかとなります。 (1) お申込人またはお申込人のご家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫）が必要とする資金 ※お申込日時点でお支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金にもご利用いただけますが、領収書等確認資料が必要となります。 (2) お申込人が当金庫または他の金融機関、信販会社等から借入れたローン（無担保）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 ※当座貸越型ローンの借換え資金は、該当のローンを解約する場合に限りです。 ※お支払先へ振込できるものとなります。ただし、ご融資金額の20%または50万円のいずれか大きい金額については、直接お振込みいただかなくてもご利用できます。
ご融資金額	1万円以上500万円以内（1万円単位）
ご融資期間	3ヶ月以上20年以内（1ヶ月単位）
ご融資利率	年4.9%（固定金利） ※ご融資利率は、金融情勢等により見直しさせていただくことがあります。
ご返済方法	元金均等または元利均等毎月返済とし、6ヶ月毎のボーナス併用返済（ご融資金額の50%以内）もできます。元金据置期間は6ヶ月まで可能です。
担保・保証人	保証会社（（一社）しんきん保証基金）の保証をご利用いただきますので、担保・保証人は不要となります。
団体信用生命保険	団体信用生命保険（一般団信）にご加入いただきます。保険料は当金庫が負担いたします。 ※告知内容によっては、ご加入できない場合があります。
保証料	保証料はご融資利率に含まれます。
ご返済試算額	毎月のご返済額の試算は窓口でお申し出いただければ試算いたします。また、当金庫のホームページでも試算することができます。
遅延損害金	年18.25%
お申し込み時にご用意いただくもの	(1) 運転免許証 ※運転免許証を取得していない場合はパスポート・健康保険証・顔写真付住民基

	<p>本台帳カード・運転経歴証明書・個人番号カード等</p> <p>(2) お使いみちがわかる資料（見積書、注文書、請求書等）</p> <p>(3) ご印鑑（ご返済用の普通預金口座をすでにお持ちの場合は、お届印鑑をお持ちください。）</p> <p>(4) お申込金額 100 万円超の場合は、所得証明書、源泉徴収票等、前年度の年収が確認できる書類</p> <p>(5) 日本国籍以外の方は、特別永住者証明書等</p>
<p>その他ご留意事項</p>	<p>(1) ご契約時に契約に伴う印紙代が必要となります。</p> <p>(2) お申込みに際しては、当金庫および（一社）しんきん保証基金が与信取引上の判断のため、両社の加盟する個人信用情報機関および同機関が提携する個人信用情報機関にお客様の個人情報が登録されている場合にはそれを利用するとともに、お客様の個人情報が当該情報機関に登録され、同機関および提携信用情報機関の加盟会員の与信取引上の判断のために利用されます。個人信用情報に関するくわしい内容につきましては、窓口までお問い合わせください。</p> <p>(3) お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。</p>
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9時～17時、電話：088-622-3263）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>